

公 聴 会 記 録

1.趣 旨

当該地は福島北土地区画整理事業においては、学校用地として確保したが、昨今の少子高齢化により新規の学校建設は困難な状況となった。

今後の土地利用としてどのような施設が望ましいか地元代表者等で構成する検討委員会を立ち上げ議論を重ねた結果、笹谷地区は医療系施設、南矢野目地区は商業系施設の立地が望ましいとの結論に至り、より多くの住民の意見を反映し市決定の都市計画の案として取りまとめるため、都市計画法及び都市計画公聴会規則に基づいて公聴会を開催した。

2. 都市計画案件の概要

① 県北都市計画用途地域の変更(素案)(笹谷地区)

適正な土地利用を誘導するため用途地域の変更を行う。

② 県北都市計画地区計画の変更(素案)【福島北地区計画】(笹谷地区)

地区計画で定めている街区を用途地域の変更に合わせて、適正な街区用途へ変更を行う。

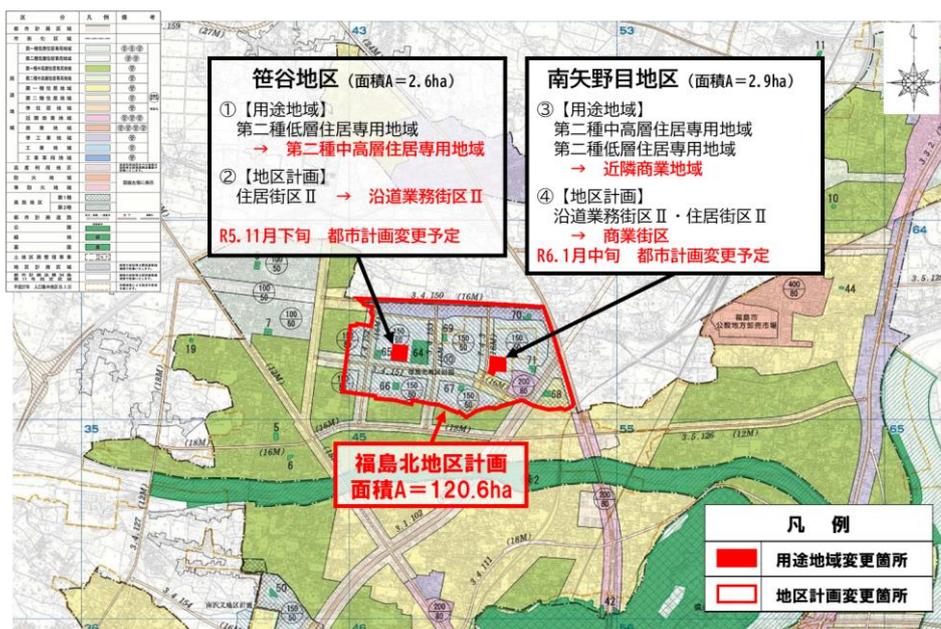
③ 県北都市計画用途地域の変更(素案)(南矢野目地区)

適正な土地利用を誘導するため用途地域の変更を行う。

④ 県北都市計画地区計画の変更(素案)【福島北地区計画】(南矢野目地区)

地区計画で定めている街区を用途地域の変更に合わせて、適正な街区用途へ変更を行う。

【位置図(参考)】



3. 公聴会の期日及び場所

開催日 令和5年9月1日(金)午後7時 00 分から
場 所 福島市市民会館 501号室
公述人 0名
傍聴人 一般傍聴2名 報道0名

4. 案の公告・縦覧

公告日 令和5年7月13日(木)
公告日 令和5年8月9日(水) (開催内容の変更)
縦覧期間 令和5年7月14日(金)から令和5年7月27日(木)までの
平日8時30分から17時15分まで
縦覧場所 福島市都市政策部都市計画課(市役所本庁舎東棟6階)
申出期間 令和5年8月9日(水)から令和5年8月25日(金)までの
平日8時30分から17時15分まで

5. 公述の申し出

なし

6. その他公聴会の経過に関する事項

福島県との協議を経て、福島市都市計画審議会に諮り、都市計画法の手続きを進めていく。